

X II 資 料

XII 資料

1 秋田県健康づくり推進条例（平成16年秋田県条例第十六号）

目次

前文

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 基本計画（第八条）

第三章 基本的施策（第九条～第十六条）

第四章 重点的施策（第十七条～第二十条）

第五章 秋田県健康づくり審議会（第二十一条～第二十六条）

附則

生涯にわたって健やかで生き生きと暮らすことは、県民共通の願いであり、社会の活力の維持と向上に欠くことのできないものである。

秋田県では、生活環境の改善や医学の進歩などにより、県民の平均寿命が延びている一方で、全国の平均に比べ、がんなどの生活習慣病により死亡する人の割合が高く、また、自殺により死亡する人の割合も著しく高い現状にある。

このような状況に対処し、すべての県民が健康で長生きするためには、一人ひとりが、食生活、運動などの生活習慣の心身に及ぼす様々な影響を認識し、自ら進んで生活習慣の改善や心の健康の保持に取り組むとともに、その取組を社会全体で支援していかなければならない。

ここに、すべての県民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活することができる活力ある社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 健康づくり 疾病及び障害の有無又は程度にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善等により、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。

二 健康づくり関係者 保険者（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第一号から第六号までに掲げる者をいう。）、医療機関、教育機関その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行うもの（国、県及び市町村並びに営利を目的とする団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民が、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 県、健康づくり関係者及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、及び協力して必要な措置を講ずるとともに、県民の生涯の各段階に応じた支援を一貫して行うこと。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自己に適した健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加する努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(健康づくり関係者の責務)

第六条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民に対し健康づくりに関する十分かつ確かな情報を提供するとともに、県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備を図るとともに、県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本計画

(基本計画)

第八条 知事は、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県健康づくり審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民が行う健康づくり並びに県民及び民間の団体が行う健康づくりの推進のためのボランティア活動その他の活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(健康教育の充実等)

第十条 県は、健康づくりの重要性についての児童及び生徒の関心と理解が深まるよう、健康教育の充実に努めるものとする。

2 県は、県民が健康づくりに関する知識を修得し、生涯にわたって主体的に健康づくりを行うことができるよう、学習の機会の提供及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材育成)

第十一条 県は、健康づくり関係者と連携し、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十二条 県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

(健康づくりの日)

第十三条 県は、健康づくりについての県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくりの日を設ける。

2 健康づくりの日は、十月の第一日曜日とする。

(表彰等)

第十四条 知事は、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っていることを認められる者を公表し、又は表彰することができる。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、健康づくりの推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十六条 県は、市町村が健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第四章 重点的施策

(生活習慣病の予防)

第十七条 県は、県民のがん、脳血管疾患、歯科疾患その他の生活習慣病の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、生活習慣病に関する調査研究の結果を活用した保健指導その他の県民の生活習慣の改善に関する施策及び健康診査の推進に関する施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持及び自殺の予防)

第十八条 県は、県民の心の健康の保持及び自殺の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、県民からの相談に応ずるために必要な体制の整備、啓発活動等を行うものとする。

(健全な食生活の実現)

第十九条 県は、県民の健全な食生活の実現を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、地域で生産された農林水産物の長を考慮した栄養指導その他の県民の栄養の改善に関する施策を講ずるものとする。

(受動喫煙の防止)

第二十条 県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設

における県民の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、県民の受動喫煙の防止に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

第五章 秋田県健康づくり審議会

（設置及び所掌事務）

第二十一条 第八条第三項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ健康づくりの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

（組織及び委員の任期）

第二十二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十三条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第二十四条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会及び部会）

第二十五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、分科会を置く。

2 分科会に、前項の規定により分科会の所掌に属させられた事項（以下「分科会の所掌事項」という。）のうち特定の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置くことができる。

3 審議会に、分科会の所掌事項及び前項の規定により部会の所掌に属させられた事項（以下「部会の所掌事項」という。）を調査審議させるため、専門委員を置く。

4 専門委員は、分科会の所掌事項又は部会の所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

5 分科会又は部会に属すべき委員及び専門委員は、二十人以内とし、知事が指名する。

6 分科会に分科会長を、部会に部会長を置く。

7 第二十二條第三項及び第四項の規定は専門委員について、第二十三條第二項から第四項まで及び前條の規定は分科会長及び部会長並びに分科会及び部会の会議について準用する。この場合において、第二十三條第二項及び第四項並びに前條第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「分科会に属する委員及び専門委員」又は「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

8 分科会の所掌事項については審議会の定めるところにより分科会の議決をもって審議会の議決とし、部会の所掌事項については分科会の定めるところにより部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(委任規定)

第二十六條 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

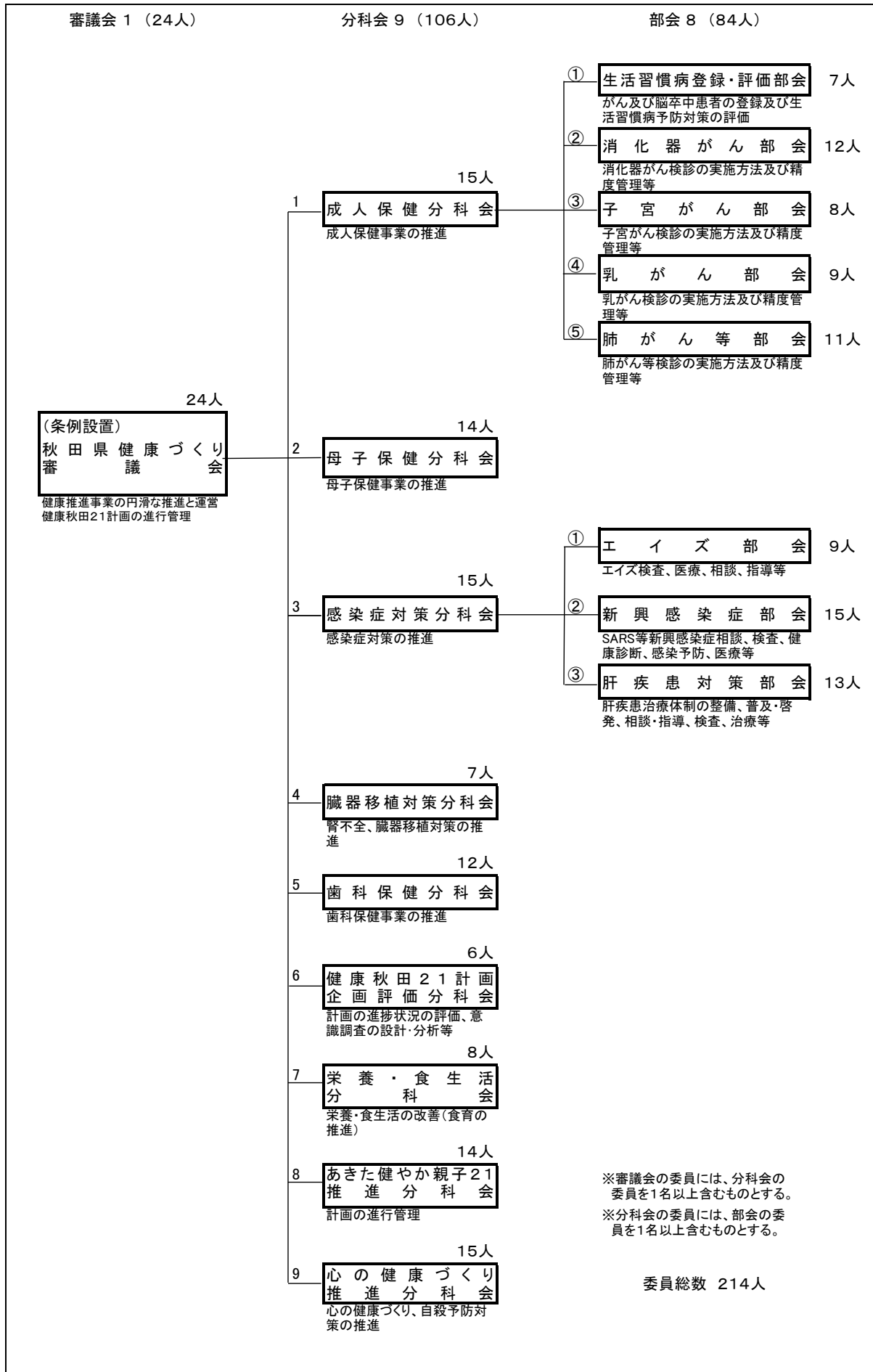
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 秋田県健康づくり審議会組織図

H22. 7. 1～H24. 6. 30



3 秋田県健康づくり審議会、同分科会及び部会委員名簿 (H22. 7. 1~H24. 6. 30)

平成24年2月8日現在

審議会等名称	氏名	所属役職等	備考
秋田県健康づくり審議会	1 石井直明	公募委員(秋田市)	1
	2 伊藤進	秋田労働局労働基準部長	2
	3 岩本孝一	秋田県商工会議所連合会常任幹事	3
	4 大山則昭	(社)秋田県医師会常任理事	4
	5 小野地章一	仙北組合総合病院院長	5
	6 小山田雍	(社)秋田県医師会長	6
	7 嘉藤晋作	公募委員(秋田市)	7
	8 加藤忠浩	日本労働組合総連合会秋田県連合会副事務局長	8
	9 加藤信樹	秋田県小・中学校長会代表 秋田市立東小学校長	9
	10 烏トキエ	(社)秋田県看護協会会長	10
	11 古宇田靖子	(社)秋田県栄養士会会長	11
	12 斎藤征司	(社)秋田県医師会副会長	12
	13 坂本哲也	(社)秋田県医師会副会長	13
	14 佐々木哲男	秋田県町村会副会長	14
	15 鈴木組子	秋田県食生活改善推進協議会会長	15
	16 高橋勉	秋田大学大学院医学系研究科・教授	16
	17 高橋豊	(社福)秋田県社会福祉協議会専務理事	17
	18 丹哲男	健康保険組合連合会秋田連合会会長	18
	19 西成忍	(社)秋田県医師会常任理事	19
	20 畠山桂郎	(社)秋田県歯科医師会常務理事	20
	21 藤原元幸	(社)秋田県歯科医師会会長	21
	22 穂積志	秋田県市長会会長	22
	23 松田泰行	(社)秋田県薬剤師会会長	23
	24 本橋豊	秋田大学医学部長・大学院医学系研究科長	24
1 成人保健分科会	1 伊藤善信	横手保健所長	25
	2 大澤佳之	(社)秋田県医師会理事・おおさわ胃腸科内科クリニック院長	26
	3 大西洋英	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院病院長補佐・第一内科科長	27
	4 大山則昭	(社)秋田県医師会常任理事・秋田赤十字病院第三産婦人科部長	28
	5 工藤保	あきた乳腺クリニック院長	29
	6 小松京子	(社)秋田県看護協会保健師職能委員・在宅保健師	30
	7 斎藤征司	(社)秋田県医師会副会長・さいとう神経科クリニック院長	31
	8 坂本哲也	(社)秋田県医師会副会長・秋田緑ヶ丘病院統括顧問	32
	9 佐藤家隆	(社)秋田県医師会常任理事・佐藤医院院長	33
	10 佐藤政弘	(社)秋田県医師会理事・佐藤外科胃腸科院長	34
	11 島仁	(社)秋田県医師会常任理事・小川内科医院院長	35
	12 西成忍	(社)秋田県医師会常任理事・西成医院院長	36
	13 畠山桂郎	(社)秋田県歯科医師会常務理事・畠山歯科医院院長	37
	14 眞鍋求	(社)秋田県医師会理事・秋田大学大学院医学系研究科・教授	38
	15 吉本弘志	秋田県眼科医会会長・吉本眼科医院院長	39

審議会等名称		氏名	所属役職等	備考
1	① 生活習慣病登録・評価部会	1 石山明	能代保健所長	40
		2 井上義朗	(財)秋田県総合保健事業団常務理事	41
		3 大西洋英	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院病院長補佐・第一内科科長	42
		4 坂本哲也	(社)秋田県医師会副会長・秋田緑ヶ丘病院統括顧問	43
		5 佐藤家隆	(社)秋田県医師会常任理事・佐藤医院院長	44
		6 鈴木明文	(社)秋田県医師会常任理事・秋田県立脳血管研究センター長	45
		7 松岡一志	(社)秋田県医師会理事・松岡内科クリニック院長	46
	② 消化器がん部会	1 五十嵐潔	仙北組合総合病院副院長(消化器科)	47
		2 大久保俊治	平鹿総合病院(第一内科)	48
		3 大澤佳之	(社)秋田県医師会理事・おおさわ胃腸科内科クリニック院長	49
		4 大西洋英	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院病院長補佐・第一内科科長	50
		5 小泉亮道	小泉病院理事長	51
		6 小松真吾	秋田中央保健所長	52
		7 佐藤家隆	(社)秋田県医師会常任理事・佐藤医院院長	53
		8 島仁	(社)秋田県医師会常任理事・小川内科医院院長	54
		9 戸堀文雄	(財)秋田県総合保健事業団常務理事	55
		10 藤原勝彦	中通総合病院(消化器内科)	56
		11 三浦初男	(社)秋田県放射線技師会副会長・秋田大学医学部附属病院中央放射線部技師長	57
		12 山本雄造	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院病院長補佐・第一外科科長	58
	③ 子宮がん部会	1 阿部一之助	(社)秋田県臨床検査技師会・(株)秋田病理組織細胞診センター代表取締役	59
		2 大山則昭	(社)秋田県医師会常任理事・秋田赤十字病院第三産婦人科部長	60
		3 高橋裕	(社)能代市山本郡医師会副会長・たかはしレディースクリニック院長	61
		4 田中秀則	御野場たなかレディースクリニック院長	62
		5 提嶋真人	日本臨床細胞学会秋田県支部長・市立秋田総合病院病理診断科科長	63
		6 豊島優人	大仙保健所長	64
		7 平野秀人	日本産婦人科医会秋田県支部長・秋田赤十字病院総合周産期母子医療センター長	65
		8 藤本俊郎	秋田大学大学院医学系研究科・准教授	66
	④ 乳がん部会	1 石山公一	秋田大学医学部附属病院・助教	67
		2 大山則昭	(社)秋田県医師会常任理事・秋田赤十字病院第三産婦人科部長	68
		3 鎌田収一	秋田赤十字病院第三外科部長	69
		4 工藤保	あきた乳腺クリニック院長	70
		5 小松義明	(社)秋田県放射線技師会副会長・由利組合総合病院放射線部放射線技師長	71
6 佐藤政弘		(社)秋田県医師会理事・佐藤外科胃腸科院長	72	
7 島田友幸		平鹿総合病院診療部長(乳腺科)	73	
8 豊島優人		大仙保健所長	74	
9 西成忍		(社)秋田県医師会常任理事・西成医院院長	75	

審議会等名称		氏名	所属役職等	備考	
1	⑤	肺がん等部会	1 大澤佳之	(社)秋田県医師会理事・おおさわ胃腸科内科クリニック院長	76
			2 小川純一	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院第二外科科長	77
			3 草薨芳明	中通総合病院副院長(呼吸器内科)	78
			4 根田芳昌	根田内科医院院長	79
			5 塩谷隆信	秋田大学大学院医学系研究科・教授	80
			6 土佐鉄雄	(社)秋田県放射線技師会会長・秋田県成人病医療センター医療技術部科長	81
			7 豊島優人	大仙保健所長	82
			8 奈良幸一	(社)秋田県臨床検査技師会・秋田赤十字病院病理部病理検査課長	83
			9 奈良正人	(社)秋田県医師会理事・奈良医院院長	84
			10 橋本学	秋田大学大学院医学系研究科・教授	85
			11 三浦一樹	外旭川病院 名誉院長	86
2		母子保健分科会	1 荒川きよみ	(社)秋田県看護協会・秋田組合総合病院看護師長	87
			2 井島辰也	健康環境センター所長	88
			3 石山明	能代保健所長	89
			4 伊藤伸一	(社)秋田県医師会理事・伊藤医院院長	90
			5 大山則昭	(社)秋田県医師会常任理事・秋田赤十字病院第三産婦人科部長	91
			6 小川正樹	秋田大学医学部附属病院・准教授	92
			7 小泉ひろみ	(社)秋田県医師会常任理事・市立秋田総合病院小児科科長	93
			8 真田広行	秋田赤十字病院第二産婦人科部長	94
			9 高橋郁子	秋田大学大学院医学系研究科・助教	95
			10 高橋勉	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院病院長補佐・小児科科長	96
			11 高橋真樹子	日本助産師会秋田県支部長・衛生看護学院副学院長	97
			12 寺田幸弘	秋田大学医学部附属病院・教授	98
			13 平野秀人	日本産婦人科医会秋田県支部長・秋田赤十字病院総合周産期母子医療センター長	99
			14 松野才	(社)秋田県歯科医師会理事・松野歯科医院院長	100
3		感染症対策分科会	1 朝倉健一	由利組合総合病院副院長(内科)	101
			2 井島辰也	健康環境センター所長	102
			3 伊藤千鶴	秋田市保健所長	103
			4 糸賀寛	白根病院副院長(内科、呼吸器内科)	104
			5 木村貞昭	(社)秋田県歯科医師会常務理事・木村歯科医院院長	105
			6 小泉ひろみ	(社)秋田県医師会常任理事・市立秋田総合病院小児科科長	106
			7 小松真吾	秋田中央保健所長	107
			8 小松真史	市立秋田総合病院院長(消化器、代謝内科)	108
			9 澤田賢一	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院第三内科科長	109
			10 志村統	(社)秋田県獣医師会常務理事	110
			11 菅原厚	中通総合病院脳神経外科統括科長	111
			12 高橋義博	大館市立総合病院副診療局長(小児科)	112
			13 鳥海良寛	(社)秋田県薬剤師会専務理事	113
			14 仁村隆	仙北組合総合病院診療部長(内科)	114
			15 本間光信	市立秋田総合病院中央診療部長(呼吸器内科)	115

審議会等名称	氏名	所属役職等	備考
① エイズ部会	1 井島辰也	健康環境センター所長	116
	2 市川喜一	市立秋田総合病院血液・腎臓内科	117
	3 伊藤千鶴	秋田市保健所長	118
	4 太田博孝	秋田赤十字病院第一産婦人科部長	119
	5 木村貞昭	(社) 秋田県歯科医師会常務理事・木村歯科医院院長	120
	6 澤田賢一	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院第三内科科長	121
	7 高田知恵子	秋田大学教育文化学部教授・臨床心理士	122
	8 高橋義博	大館市立総合病院副診療局長(小児科)	123
	9 豊島優人	大仙保健所長	124
② 新興感染症部会	1 朝倉健一	由利組合総合病院副院長(内科)	125
	2 井島辰也	健康環境センター所長	126
	3 伊藤千鶴	秋田市保健所長	127
	4 伊藤善信	横手保健所長	128
	5 伊藤亘	秋田大学医学部附属病院・准教授	129
	6 糸賀寛	白根病院副院長(内科、呼吸器内科)	130
	7 北林淳	秋田組合総合病院診療部長(内科)	131
	8 木村啓二	平鹿総合病院副院長(第二内科)	132
	9 小泉ひろみ	(社) 秋田県医師会常任理事・市立秋田総合病院小児科科長	133
	10 菅原厚	中通総合病院脳神経外科統括科長	134
	11 菅原信幸	(社) 秋田県薬剤師会副会長	135
	12 高橋義博	大館市立総合病院副診療局長(小児科)	136
	13 中村正明	雄勝中央病院院長	137
	14 間宮繁夫	国立病院機構あきた病院院長	138
	15 三浦一樹	外旭川病院名誉院長	139
③ 肝疾患対策部会	1 伊藤千鶴	秋田市保健所長	140
	2 伊藤善信	横手保健所長	141
	3 小笠原仁	大館市立総合病院第二内科部長	142
	4 倉光智之	くらみつ内科クリニック院長	143
	5 後藤隆	秋田大学大学院医学系研究科・准教授	144
	6 後藤充男	後藤医院院長	145
	7 小松眞史	市立秋田総合病院院長(消化器、代謝内科)	146
	8 今田秀俊	大仙市健康増進センター所長	147
	9 島仁	(社) 秋田県医師会常任理事・小川内科医院院長	148
	10 中島康	中島内科医院院長	149
	11 藤島裕耕	山本組合総合病院消化器科科長	150
	12 船岡正人	市立横手病院副院長(消化器内科)	151
	13 渡邊正志	秋田県肝臓友の会長	152

審 議 会 等 名 称	氏 名	所 属 役 職 等	備 考
4 臓器移植対策分科会	1 小杉真吾	秋田中央保健所長	153
	2 坂本哲也	(社) 秋田県医師会副会長・秋田緑ヶ丘病院統括顧問	154
	3 羽瀧友則	秋田大学大学院医学系研究科・教授、医学部附属病院病院長補佐・泌尿器科科長	155
	4 藤原妙子	(社) 秋田県看護協会・秋田赤十字病院看護師長	156
	5 宮形滋	中通総合病院泌尿器科統括科長	157
	6 山岸剛	秋田赤十字病院第一内科部長	158
	7 涌井秀樹	秋田大学大学院医学系研究科・准教授	159
5 歯科保健分科会	1 五十嵐知規	(社) 秋田県医師会常任理事・中通総合病院循環器内科統括科長	160
	2 池田小百合	(社) 秋田県看護協会・在宅看護師	161
	3 石山明	能代保健所長	162
	4 井上尚子	(社) 秋田県栄養士会理事	163
	5 加藤信樹	秋田県小・中学校長会代表・秋田市立東小学校長	164
	6 川村孝子	秋田県歯科衛生士会会長	165
	7 小林洋子	第一ルンビニ園副主任看護師	166
	8 神州一	(財) 秋田県学校保健会理事・(社) 秋田県歯科医師会理事	167
	9 佐藤阿貴子	教育庁保健体育課指導主事	168
	10 島山桂郎	(社) 秋田県歯科医師会常務理事・島山歯科医院院長	169
	11 福田雅幸	秋田大学医学部附属病院歯科口腔外科病院教授	170
	12 藤原元幸	(社) 秋田県歯科医師会会長・藤原歯科医院院長	171
6 健康秋田21計画企画評価分科会	1 斎藤征司	(社) 秋田県医師会副会長・さいとう神経科クリニック院長	172
	2 坂本哲也	(社) 秋田県医師会副会長・秋田緑ヶ丘病院統括顧問	173
	3 佐藤家隆	(社) 秋田県医師会常任理事・佐藤医院院長	174
	4 島仁	(社) 秋田県医師会常任理事・小川内科医院院長	175
	5 本橋豊	秋田大学医学部長・大学院医学系研究科長	176
	6 守口修	(社) 秋田県歯科医師会副会長・守口歯科クリニック院長	177
7 栄養・食生活分科会	1 石川恒男	(社) 秋田県調理師会会長	178
	2 河越厚子	教育庁保健体育課指導主事	179
	3 佐藤家隆	(社) 秋田県医師会常任理事・佐藤医院院長	180
	4 鈴木組子	秋田県食生活改善推進協議会会長	181
	5 高木研一	(財) 秋田県生活衛生営業指導センター専務理事	182
	6 塚田三香子	聖霊女子短期大学教授	183
	7 島山桂郎	(社) 秋田県歯科医師会常務理事・島山歯科医院院長	184
	8 福島徹	(社) 秋田県栄養士会副会長	185

審議会等名称	氏名	所属役職等	備考
8 あきた健やか親子21推進分科会	1 伊藤善信	横手保健所長	186
	2 大山則昭	(社) 秋田県医師会常任理事・秋田赤十字病院第三産婦人科部長	187
	3 小泉ひろみ	(社) 秋田県医師会常任理事・市立秋田総合病院小児科科長	188
	4 小松和男	(社) 秋田県医師会・秋田組合総合病院診療部長(小児科)	189
	5 佐藤菜保子	潟上市健康推進課主査	190
	6 柴田静寛	秋田県臨床心理士会 子育て支援員会委員	191
	7 鈴木悠子	日本助産師会秋田県支部副支部長	192
	8 高橋峰子	日新保育園園長	193
	9 根本大輔	(財) 秋田県学校保健会理事・ねもとクリニック院長	194
	10 平野秀人	日本産婦人科医会秋田県支部長・秋田赤十字病院総合周産期母子医療センター長	195
	11 船木文子	教育庁幼保推進課長	196
	12 松野才	(社) 秋田県歯科医師会理事・松野歯科医院院長	197
	13 三浦玲子	(社) 秋田県栄養士会常務理事	198
	14 村上まゆみ	教育庁保健体育課指導主事	199
9 心の健康づくり推進分科会	1 鏡トモ子	公募委員(潟上市)	200
	2 稲村茂	(社) 秋田県医師会常任理事・メンタルクリニック秋田駅前院長	201
	3 工藤則子	秋田県民生児童委員協議会理事	202
	4 雲然俊美	(NPO) 秋田いのちの電話副理事長	203
	5 斎藤純一	秋田魁新報社論説委員	204
	6 佐々木博子	公募委員(秋田市)	205
	7 佐藤久男	(NPO) 蜘蛛の糸理事長	206
	8 鈴木互	教育庁保健体育課指導主事	207
	9 高野力	(社) 秋田県経営者協会専務理事	208
	10 鳥海良寛	(社) 秋田県薬剤師会専務理事	209
	11 伏見雅人	秋田県精神保健福祉センター所長	210
	12 本橋豊	秋田大学医学部長・大学院医学系研究科長	211
	13 森屋昭雄	秋田県警察本部生活安全部首席参事官(兼)生活安全企画課長	212
	14 山内和子	(財) 秋田県老人クラブ連合会監事・女性委員会常任委員	213
	15 湯田幸夫	秋田労働局労働基準部健康安全課長	214

(五十音順、敬称略)